

# 青森県報

第二千八百二十四号

平成十九年  
八月二十七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

青森県内における地域生活実態調査の実施	（政策調整課）	…
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	（出納課）	…
漁船保険付保義務の発生	（下北地域 県民局）	…
入会林野整備計画の認可	（林政課）	…
開発行為に関する工事の完了	（建築住宅課）	…
公安委員会		
警備員の検定合格者審査の実施	（生活安全 企画課）	…

## 告 示

## 示

青森県告示第六百二十二号

青森県内における地域生活実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十九年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 調査目的

青森県内における地域の生活実態を把握し、将来の地域の姿を描くための基礎資料を得ることを目的とする。

### 二 調査事項

1 調査は、次に掲げる事項について行う。

(一) 調査対象世帯の構成員の状況

(二) 医療、介護、消費動向など生活に関する現状

(三) 農業・畜産業の経営実態

2 前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

### 三 調査範囲

別に定める地域の全世帯及び無作為抽出による世帯について行う。

### 四 調査期日

平成十九年八月二十七日から同年十一月三十日までの間において、調査範囲ごとに別に定める期日に行う。

### 五 調査方法

調査は、平成十九年八月二十七日から同年十一月三十日までの間において、全世帯を対象として行う地域については、調査員が調査票を配布し、及び回収する方法により、無作為抽出により行う地域については、調査票を郵送し、及び回収する方法により行う。

青森県告示第六百二十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十九年八月一日をもって青森県収入証紙の売りさばき人の業務を廃止した旨の届出があった。

平成十九年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
八戸市大字根城字西ノ沢四の二二  
李澤 修

青森県告示第六百二十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市大字奥内字浜奥内五番地一	むつ
むつ市大平町三三番地九	
むつ市大湊上町三九番地一一	
新谷 富也	
大室 石夫	
畑中 道安	

### 公 告

#### 入会林野整備計画の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、西目屋村田代入会林野整備組合に係る田代入会林野整備計画を平成十九年八月二十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
五所川原市大字石岡字藤巻六七五	京都市京都市上京区出町今出川上る青龍町二三一
	株式会社 マルハン

### 公 安 委 員 会

#### 青森県公安委員会告示第九十二号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成十九年八月二十七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 八 右 衛 門

#### 一 審査の実施日時及び場所

##### 1 実施日時

平成十九年十月五日（金）午後一時から午後五時まで

##### 2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

#### 二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条第三号、第四号、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二

項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

- 1 施設警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

- 2 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者
- 3 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 4 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

- 5 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧二級検定に合格した者
- 6 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者
- 7 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

- 1 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十人
- 2 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十一人
- 3 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 二人
- 4 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 合計二人

四 審査の申請手続き

- 1 申請受付期間及び受付時間
- (一) 申請受付期間

平成十九年九月十日（月）から同月二十一日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

- (二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

- (三) 申請受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

- (三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に存する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則附則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあつては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(一)及び(二)に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。

- (一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面
- (二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

- (三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

四 旧合格証の写し

旧合格証の写し

- 5 審査手数料  
四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。
- 五 審査事項等
  - 1 学科試験
    - (一) 警備業務に関する基本的な事項
    - (二) 法令に関すること。
    - (三) 警備業務の実施に関すること。
    - (四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - 2 実技試験  
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - 3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 六 その他
  - 1 審査当日は、午前八時三十分から午前九時までの間に受付を済ませること。
  - 2 審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。
- 七 審査申請に関する問い合わせ先
  - 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
  - 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭